

□■受験対策ミニ講座 4号 2021□■（養成所ニュースプラス第10号）

10月に入りました。国家試験の受験申し込みは済みですか。10月8日（金）の消印が締切です。特に32期生の方は現カリキュラム（科目）での受験チャンスは、今回を含めて3回しかありません。受験しなければ合格はありませんので、受験申し込みがまだの方は、今日申込書を書いて発送（必ず簡易書留で郵送するよう指定されています）してしましましょう。なお、受験手数料はコンビニで払い込めます。急ぎましょう。

さて、赤い羽根共同募金運動が本日から全国一斉にスタートしました。厚生労働省告示で、令和3年度共同募金運動の期間は「令和3年10月1日（金）から令和4年3月31日（木）」までとされています。

今回は共同募金について「地域福祉の理論と方法」「現代社会と福祉」からの問題です。いつものように、選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

共同募金に関する次の記述のうち最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 共同募金は、都道府県を単位として毎年1回実施される。【32回 22】
2. 共同募金会は、共同募金を行うには、市町村社会福祉協議会の意見を聴き、配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額を公告しなければならない。【30回 35】
3. 社会福祉法では、災害救助法が適用される災害が発生した場合、都道府県共同募金会は、当該都道府県の区域内に限って災害ボランティアセンターの経費に準備金を拠出しなければならないとされている。【32回 35】
4. 中央共同募金会の「参加と共同による『新たなたすけあい』の創造」（2016年（平成28年））では、共同募金を災害時の要援護者支援に特化していくこととした。【31回 37】
5. 共同募金実績額の推移をみると、年間の募金総額（一般募金と歳末助けあい募金の合計）は、1995年（平成7年）から2019年（令和元年）までの20年以上、一貫して増加している。【32回 39】

答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(32期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(33期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。
- ・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。
また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。
- ・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。
受付できない場合があります。
- ・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。
また、必ずコピー（控え）をとってください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします※申込受付期間終了間近です※

- ・第34回国家試験の受験申込受付期間は、令和3年10月8日（金）まで（消印有効）です。
- ※『受験の手引』には、「10月9日（土）以降の消印のものは、受け付けできません」と明記されています。ご注意ください。
- ・第34回国家試験の試験日は、令和4年2月6日（日）です。
試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
受験申し込み手続きについてはこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/tetsuzuki.html>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催予定です。

詳細は追ってご連絡しますので、今しばらくお待ちください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答と解説】

共同募金に関しては、これまでに複数の科目の選択肢として何度も出題されています。確実な知識にすることで、正解ばかりでなく、不正解の判断をすることもできます。

共同募金は、1947（昭和22）年の「国民たすけあい運動」を契機として、その後、1951（昭和26）年の社会福祉事業法（現「社会福祉法」）により制度化され【32回32】、地域福祉の推進に関わる第一種社会福祉事業です【30回33】。社会福祉法第113条第3項では、「共同募金会以外の者は、共同募金事業を行ってはならない」と規定されています【29回42】。社会福祉法第112条では、共同募金によって集められた寄付金は「その区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とする」としています【33回39】。

1. ○共同募金とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限って行う寄付金の募集です。
2. ×あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、公告しなければならないとしています。（社会福祉法第119条）
3. ×災害時には、区域を定めず、又ボランティアセンター経費に限定せずに準備金の一部又は全部を当該都道府県の区域外に拠出できることを定めています（社会福祉法第118条第2項）。2000（平成12）年の改正により、社会福祉法第118条において「準備金を積み立てることができる」と法的な位置づけがなされました。
4. ×災害に特化するのではなく、災害時の民間の支援活動を支える取り組みの推進や社会的孤立、生活困窮などの解決に向けた歳末たすけあい運動の再構築を今日的な課題として方向性を示しています。
5. ×1995（平成7）年の募金総額の合計を100とすると、2019（令和元）年の合計は65となり、この20年間以上ほぼ一貫して減少しています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus